

柳津町空き家改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は空き家の有効な活用を図るとともに町内への定住を促進するため空き家の改修工事に係る経費に対し、柳津町補助金等の交付等に関する規則（平成9年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在する建物等で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 定住 少なくとも1年間以上に渡って、生活の本拠を有していることをいう。
- (3) 改修 建物の機能の回復または向上のための行う修繕、模様替えまたは設備改善をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 空き家を購入又は賃借した個人、町内に法人登記がされている事業者
- (2) 目的が定住の場合は、現に町内に住所を有していない者、又は町内に住所を有して1年を経過しない者
- (3) 目的が定住の場合は、補助金に係る改修工事を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き5年以上定住する意思のある者、目的が利活用の場合は、補助金の交付を受けた日から1年以内に事業を開始し、引き続き5年以上柳津町で事業を継続しようとする者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が発注する建物の機能の回復または向上のために行う改修工事で、次に掲げる内容のものとする。

- (1) 台所、トイレ、浴室、洗面所等の改修工事
- (2) 内装、外壁、屋根等の改修工事
- (3) その他町長が必要と認める工事

2 この補助対象事業は本町内に本店を有する法人又は本町内に住所を有する個人に請け負わせるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象事業に要した費用の2分の1以内とし、100万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

2 この補助金は、同一物件に対して1回限り交付する。

(補助金の交付申請等)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、柳津町空き家改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 入居者全員分の住民票（目的が定住の場合のみ）
- (3) 工事見積書（内訳明細が確認できるもの）

- (4) 改修予定箇所の現況写真
- (5) 空き家の改修に関する所有者等の承諾書（様式第2号。ただし、賃貸借契約の場合のみ）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象事業の着手は補助金交付決定後に行わなければならない。

（申請内容の変更等）

第7条 補助の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は規則第7条による交付決定を受けた後、申請内容を変更または中止しようとするときは、柳津町空き家改修支援事業変更等承認申請書（様式第3号）に前条第1項の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（事業の実績報告）

第8条 規則第13条による実績報告は、柳津町空き家改修支援事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して完了の日から14日以内または、交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 工事代金請求書または領収書の写し（内訳明細が確認できるもの）
- (2) 工事状況写真（工事施行状況、施行後）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 町長は前条の規定による実績報告を受けた場合は、内容の審査および必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助金の額を確定し、柳津町空き家改修支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、柳津町空き家改修支援事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が特に取消しの必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金対象工事を承認なく変更し、又は取りやめたとき。
- (3) 目的が定住の場合は、第6条第2号で住民票の提出のあったいずれの人も補助金の交付を受けた日から1年以内に入居しないとき又は引き続き5年以上居住しないとき。目的が利活用の場合は、補助金の交付を受けた日から1年以内に事業を開始しないとき又は引き続き事業を5年以上継続しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 申請者は、町長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期間内に、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 第1項第3号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。

（書類の保管）

第12条 補助金の交付を受けた申請者は、この事業に関する書類を事業完了後5年間保存する

ものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日訓令第8号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第11条第3項関係)

交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
1 年未満	交付額の100%
1 年以上 2 年未満	交付額の80%
2 年以上 3 年未満	交付額の60%
3 年以上 4 年未満	交付額の40%
4 年以上 5 年未満	交付額の20%